

令和7年9月2日

横浜市中区住吉町4-45-1
関内トーセイビルⅡ 7階
弁護士法人仁平総合法律事務所
株式会社FJネクスト及び三信住建株式会社
代理人
弁護士 [REDACTED] 様
弁護士 [REDACTED] 様
弁護士 [REDACTED] 様

**第2次土壌ボーリング調査の調査報告書及び除染対策工事概要書
送付に係る意見及び要請書の回答に対する質問書（その3）**

（仮称）ガーラ・レジデンス洋光台計画

近隣住民

[REDACTED]

洋光台三丁目町内会長

[REDACTED]

冠省

過日、「近隣住民の「第2次土壌ボーリング調査の調査報告書及び除染対策工事概要書送付に係る意見及び要請書の回答に対する質問書(その2)」の回答書(令和7年8月25日付け)を受領した。貴代理人弁護士らの回答内容に、新たな常套句が登場し、真摯に回答していないため、再度質問を行うので、回答されたい(回答期限9/12まで)。

なお、令和7年8月4日付け「今後の書簡送付先、変更の可能性について(ご警告)」に、十分留意し慎重、かつ、真摯に回答されたい。また、「回答は差し控える。」に続き、今回登場した「ご回答申し上げたとおりです。」は、近隣住民が、真剣に再質問した回答

には程遠いことを、指摘して置く。即ち、このような心無い回答を、都度目にする住民の気持ちを察した対応をすることが、人権擁護を生業とする弁護士のあるべき姿と考えるので、今後の回答に当たっては十分配慮されたい。

再掲するが、貴殿等は建築主 FJ ネクストが、一方的に近隣住民との直接の交信を絶った際に、住民の前に、突然現れた代理人である。即ち、近隣住民との大事な架け渡し役である。建築主は沈黙・逃避し、突然現れた代理人は「回答を差し控える。」では、何もことは進まない。貴代理人弁護士らが「建設的な意見」を近隣住民と行わずして、何のために間に入っているのか？奇妙、かつ、不思議な対応である(近隣住民は、その概ねの意図に気付いているが・・・)。開発事業者は、これから、2年に渡り工事の協力を求める住民、これから50年以上に渡り住環境を破壊される住民の気持ちに寄り添う対応が、解決への早道であることを肝に銘じられたい。

また、各種説明会の開催について、代理人弁護士として、建築主 FJ ネクストに進言することこそが、膠着状態に陥っている局面打開の重要な事と思料する。熟慮の上、依頼主 FJ ネクストと検討されること要請する。

更に、情報として記載するが、貴代理人弁護士からの8月27日付の「ご回答」については、横浜市議会議長宛て請願書(本日、9/2提出)の添付資料とした。9月開催の横浜市の建築・都市整備・道路委員会での請願書審査、その後の横浜市会本会議において、横浜市議86名が貴代理人弁護士らの回答文書を、目にするのを付言する。

横浜市会の委員会及び本会議は、ネットで生配信される。建築主 FJ ネクストら及び貴代理人弁護士らの対応等につき質疑応答及び採択がされることから、是非とも、貴殿等も視聴されることをお勧めする。委員会における請願書審査の日程は、横浜市会のホームページから確認されたい。

近隣住民は、横浜市会の委員会における請願書審査を傍聴するとともに、「青空を渡さない会」のホームページにおいて、委員会における請願書審査のネットによる生配信の時間帯を事前告知するので、横浜市民など数多くの方々が視聴することになる。因みに、「青空を渡さない会」の閲覧者は、全国34都道府県、世界16か国に渡り、昼夜、ホームページの更新状況などを閲覧していることを申し添える。

不一

記

1 7/31 付け「ご回答」1 に対する再質問の回答(8/25 付け) に対する質問

前々回の質問は、送付しただけで説明を省略し、近隣住民の「基準値120倍の標識看板の訂正を要請する」ことは、可笑しいのではないかとの意見に基づき、貴代理人弁護士らが、訂正をお願いしている記載部分について、その内容を的確に理解しているか否かにつき、(YES/NO)で問い質したものである。

前回の貴代理人弁護士らの回答は、「回答の必要性がないものと思料いたしますので、ご回答は差し控えさせていただきます。」とのにべもない回答であった。そして、標識看板の訂正も影を潜めた。

即ち、前回の回答で、「送付した内容を理解しているのかいないのか？」の問いに対し、貴代理人弁護士らが、その部分の回答には一切触れないことから貴代理人弁護士らの回答を、再度問い質したものである。

それに対する今回の回答は、前回同様に、「回答の必要性がないと思料いたしますので、回答を差し控えさせていただきます。」と同じ常套句を繰り返してきた。

再掲するが、そもそも、貴代理人弁護士らの「ご回答」の書簡の本文の中に、訂正依頼を根拠とする論述らしきの記載があったものである。その専門的な記述部分を、別添として、論述した専門家の記名があれば未だしも、弁護士三名連記の本文の中に、専門的記述が入り込んでいることから、理科系ではない弁護士が、その記述につき的確な理解をして責任をもって記載しているのか、お聞きしたものである。

近隣住民からの質問に対し、真摯に回答しないことは、代理人としての機能を果たしていないことに他ならない。同時に、貴代理人弁護士らが、自ら本文中に記載した専門的事項につき、理解していないことも明らかになった。

貴代理人弁護士らが理解していない資料を、資料送付のみで、況や、住民に理解させることは不可能であり、当然、専門家による説明が必要となる。土壤汚染に係るすべての送付資料の説明会の開催を再度要請するので、回答されたい。

参考までに、訴訟の場において、裁判官から、準備書面の記載内容の補強を命じられ、それを代理人が拒否した場合は、敗訴に繋がる行為となる。今回、貴殿らがなしている行為（質問に対し真摯に回答しないこと）は、それと同様な所業であるが、その点を認識しているか否か、回答されたい。

2 7/3 1 付け「ご回答」2に対する再質問の回答（8/2 5 付け）に対する意見

今回の回答は、「ご回答申し上げましたとおりです。」との回答に、トークダウンした。

この度の、貴代理人弁護士らの、根拠を示せない回答は、「説明会を開催するまでは、訂正をしなくて良いことを認めた。」ことを追認したことになることから、説明会開催までは、「特定有害物質であるトリクロロエチレンの基準値120倍検出」の標識は取り下げないこととする。以後、この件に関して、貴殿らが、説明会の開催抜きに、一切の訂正要請をしないことを念のため申し添える。本件意見に係る回答は、無用である。

3 7/3 1 付け「ご回答」3に対する再質問の回答（8/2 5 付け）に対する質問 【前回の質問全文】

令和7年7月18日の近隣住民との面談時に、専門家の横浜市みどり環境局の担当者が、「専門的、技術的資料に関し、近隣住民に対し資料を送付だけで済ませても、理解できるものではない。」と住民との意見が一致したことを記載し、説明会の開催を要請したものである。ところが、貴代理人弁護士らからの回答は、再び、「現時点において、説明会を開催することは予定しておりません。」（連続12回目）のワンフレーズを繰り返し、

開発事業者としての対応とは思えぬ回答の連続である。

説明会の開催要請の意図は、除染・解体作業で健康被害を受けるおそれのある近隣住民、周辺住民及び町内会として、健康被害払しょくのため、当然の権利として要請しているものである。

また、質問の中で、説明会を開催しないと回答する場合は、開催しない具体的な理由（根拠）を、近隣住民の立場に寄り添い回答されたいとしたものであるが、それらに対する回答は、「既にご回答したとおり、お送りした資料記載のとおりですので、現時点では、説明会を開催することは予定していない。」とにべもない回答を繰り返す。

今までの書簡のやり取りから、代理人弁護士ですら、送付した資料の内容を的確に理解していないことは明白であり、そのような状況下で、近隣住民は、専門的、技術的資料の送付のみでは、理解不能であると何度も訴えているのであるから、人権擁護を使命とする弁護士であれば、「開発事業者に説明に伺わせます。」と回答し、住民の不安を払しょくするのが当たり前の対応と思料する。

そこで、再度、質問する。弁護士ならば、住民が理解できないと言っているのに、平然と、「お送りした資料で説明を果たしている。」との回答を繰り返す論拠を懇切丁寧に教示されたい。

【今回の回答と質問】

今回の回答は、「回答の必要性がないものと思料いたしますので、ご回答は差し控えさせていただきます。」では、本来、近隣住民に理解させる立場である代理人が、その立場を放棄するものであり、引いては、住民の人権を無視した回答と思料する。

近隣住民に、協力を依頼する立場の建築主 FJ ネクストの代理人弁護士である貴殿らが、市民に対してこのように人権を無視した回答を繰り返すことは、その職務を果たしていないことと近隣住民全員は考えるが、人権を無視しているか否か、貴代理人弁護士らの回答を求める。

4 貴代理人弁護士らへの4回目の面談要請

近隣住民の代表夫婦2組(4名)は、貴代理人弁護士らとの面談要請をする。これで4回目の要請になるが、過去3回は貴殿らが「現時点で、会う必要はないと考える。」との一方的な回答で実現していない。貴代理人弁護士らは、受任通知において、書面以外の連絡は一切禁止する旨記載しているが、その記載は、端から面談を拒絶しており奇異に感じる記載である。代理人は、依頼人に代わり、フリーハンドで住民との接触を行い、問題解決を行うことが、一番の職務と思料するが、そのように記載した理由を教示されたい。また、面談の有無につき、回答されたい。

以上

注)本書簡は、個人情報保護をうえて、青空を渡さない会のホームページに掲載する。同様に、貴殿らの回答書も掲載することを念のため申し添える。